

## 議 案 第 1 号

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大等を行うため、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を削り、「前項」を「前2項」に改める。

第14条第2項第17号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「予防接種若しくは健康診断を受けさせる」を「規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第15条第3項中「勤務時間」を「勤務」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。